(4) 皇居周辺の風格ある景観誘導

① 目的

豊かな水と緑を抱える皇居周辺地域は、江戸城下の骨格を継承し、我が国の近現代化の過程で首都を象徴する建築物が造られ、二重橋周辺や濠を見通す眺望など、外国の首都と比べても遜色のない見事な景観を備えている。

我が国の歴史と文化を醸し出す、風格ある皇居周辺地域の美しい景観を保存再生し、国民共通の財産として後世に伝えていくことが、我々に課せられた責務である。

都は、文化財庭園等周辺などにおける景観誘導の取組に加え、周辺の景観に与える影響が大きい大規模建築物等を対象として、新たに皇居周辺地域にふさわしい景観形成を進めていく。

我が国の政治経済機能の中枢も立地する皇居周辺地域における活発な都市づくり活動を適切に誘導し、緑や水辺など、皇居周辺地域の優れた景観を保全するとともに、それらと調和し、世界に誇れる首都東京の顔づくりに貢献する良質なデザインによる大規模建築物等の実現を促進することにより、首都東京の魅力の向上を図っていく。



二重橋前交差点 (二重橋方面への眺望)



桜田門(大手町・丸の内方面への眺望)



半蔵門交差点近く (霞が関方面への眺望)

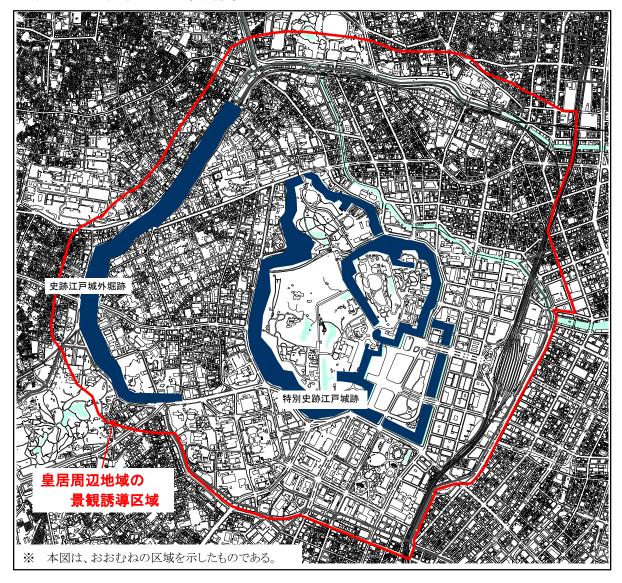


北桔橋門(麹町・番町方面への眺望)

② 景観誘導区域

景観誘導区域は、特別史跡江戸城跡及び史跡江戸城外堀跡を含み、一体的に首都としての風格ある景観形成を図る区域とする。

図表3-23 皇居周辺地域の景観誘導区域



③景観形成の目標

- 首都東京の顔としてふさわしい世界に誇れる景観の形成 -

都心における広大な「皇居の森」を核として、江戸城のたたずまいを残す内濠の 水と緑と調和した風格ある景観を保全し、首都東京の顔として世界に誇れる美しい 景観を形成する。

④景観形成方針

1) 歴史・文化を生かし首都の風格を際立たせる

首都東京が有する歴史性と象徴性を併せ持った風格あるランドマークや眺望景観、 歴史・文化・自然資源と調和した、首都の風格を際立たせる景観形成を進める。

2) 皇居の緑や水辺と調和した眺望景観を保全する

皇居周辺地域に建つ建築物群においては、皇居等を中心に緩やかなすり鉢状のスカイラインを描くなど、皇居の水と緑との調和に配慮した高さ、規模、形態・意匠等にする。

3) 国の中枢を形創る

国の中枢的機能を擁する地区として、常に「世界の視線」を意識しつつ、危機管理や環境持続性など今日的な課題に取り組み、成熟した東京を先鋭に印象付ける景観形成を進める。

4)優れたデザインで首都の顔づくりに貢献する

個々の建築物等の高さ、配置、意匠等が、首都の顔となる風格ある都市景観の形成に貢献する。

5)場所ごとの街並みの連続性、一体性を充実させる

計画的な大規模開発が進行している地区では、先行事業者等との一体的な景観形成に十分に配慮する。

また、地区特性を踏まえた建築物の規模・形態・意匠や緑の配置を進める。

⑤ 景観形成基準等

1)景観形成基準等の基本的考え方

皇居周辺地域は、我が国の政治・経済・文化の中心として発展してきた、我が国の「象徴的空間」である。

この地域において、首都にふさわしい風格ある景観形成を図るため、景観形成基準及び建築物のデザイン評価指針を設定し、大規模建築物等の建築等に係る事前協議を行うこととする。

景観形成基準は、誘導区域内の地区ごとの景観特性に応じた良好な景観を誘導するための地区別の景観形成基準及び皇居周辺地域の水と緑と調和する落ち着きのある色彩を誘導するための色彩基準から構成され、誘導区域内において事前協議制度の対象となる全ての建築物に適用される。

建築物のデザイン評価指針は、皇居周辺地域において更に世界に誇れる首都の顔づくりに貢献する良質な建築デザインを誘導するための指針である。この指針は、皇居周辺地域の中でも、特に優れた景観特性を有する旧美観地区を含む内濠周辺の区域に立地を計画する大規模建築物等及び皇居周辺地域の中でも特に風格ある景観の保全に影響する大規模建築物等について適用される。



日比谷濠沿い(丸の内方面への眺望)



市ヶ谷橋(四ツ谷方面への眺望)

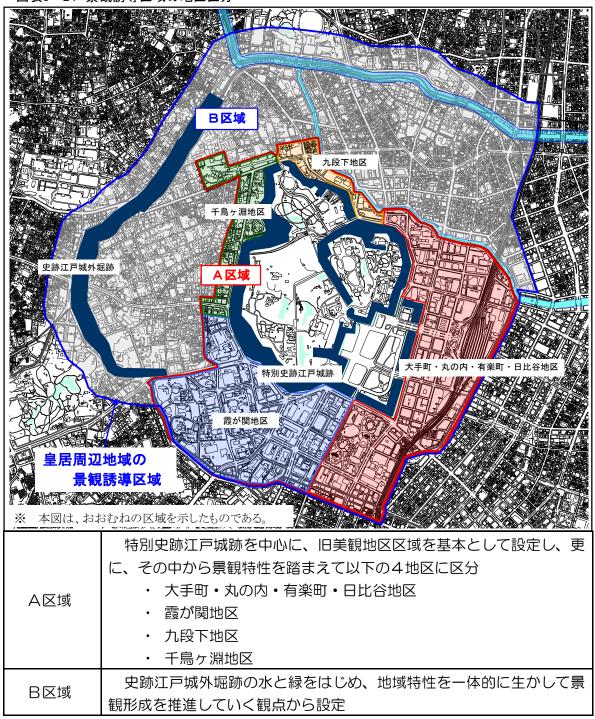
2)景観形成基準

2-1) 地区別の景観形成基準

ア. 地区区分

皇居周辺地域を、都市計画上の位置付けや景観特性等により図表 3-24 のとおり区分する。

図表3-24 景観誘導区域の地区区分



イ. 地区別の景観形成基準

皇居周辺の風格ある景観形成を図るため、大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準(図表 3-3)に加え、各地区の景観形成基準に適合させるものとする。

(A区域)

〇大手町・丸の内・有楽町・日比谷地区

皇居に隣接する象徴性と日本 を代表する業務・交流機能を備 え、我が国を代表する風格のあ る景観が形成されており、これ までの歴史の蓄積と新しい景観 が共生する風格ある街並みの形 成を図る。



皇居外苑 (丸の内方面への眺望)

| 景観形成方針 | 景観形成基準 | |
|-------------|-------------------------------|--|
| | □ 地区内に残る歴史的建造物の維持・保全に努めるとともに、 | |
| 1. 歴史・文化を生か | その周辺ではこれらとの調和に配慮する。 | |
| し、首都の風格を際 | □ 日比谷通り等では、歴史的に継承されてきた31m程度の軒 | |
| 立たせる | 線の連続性確保により表情線を形成するとともに、高層部の | |
| | 壁面後退距離の確保に配慮する。 | |
| | □ 皇居周辺の水と緑と一体となった空間の広がりや眺望確保 | |
| 2. 皇居の緑や水辺と | を図るとともに、地区全体のスカイラインのまとまりや調和 | |
| 調和した眺望景観を | に配慮する。 | |
| 保全する | □ 濛、緑、石垣等から構成される特色ある眺望景観を保全する | |
| | ため、眺望点からの見え方に配慮する。 | |
| | □ 我が国を代表するビジネス拠点としての先端性かつ成熟性 | |
| 3. 国の中枢を形創る | を表出するデザインに配慮する。 | |
| | □ 首都の風格にふさわしい質の高い建築物・外構のデザインに | |
| | 配慮する。 | |
| 4. 優れたデザインで | □ 首都の顔づくりにふさわしい、風格と落ち着きのある魅力的 | |
| 首都の顔づくりに貢 | な夜間景観の創出に配慮する。 | |
| 献する | □ 建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが 10 | |
| | m以上の部分に設置する広告物については、皇居周辺の落ち | |
| | 着きのある景観を阻害しないよう、特段の配慮をする。 | |
| 5. 場所ごとの街並み | □ 首都の風格形成に資するランドスケープデザインにより、緑 | |
| | の連続的なつながりに配慮する。 | |
| の連続性、一体性を | □ 丸の内・有楽町周辺では、高層部を道路境界から後退させ、 | |
| 充実させる | 低層部の既存の軒線の連続性を保全・継承する。 | |

〇霞が関地区

皇居の水と緑と調和した、 豪を見通す広がりのある眺望 景観や皇居を中心とするすり 鉢状のスカイライン形成によ り、我が国の行政、立法及び 司法の中心地区にふさわしい 風格ある景観を形成する。



桜田門(国会議事堂方面への眺望)

| 景観形成方針 | 景観形成基準 |
|------------------|---|
| 1. 歴史・文化を | 国会議事堂、最高裁判所、桜田門をアイストップとする景観を形 |
| 生かし、首都の | 成する。 |
| 風格を際立たせ | 国会議事堂、法務省旧本館などの歴史的建築物と調和した意匠・ |
| る | 形態に配慮する。 |
| 2. 皇居の緑や水辺と調和した眺 | 内堀通り沿いの建築物は、連続的に変化する眺望に配慮した配置、高さ、形態とする。 |
| 望景観を保全する | 濠、緑、石垣等から構成される特色ある眺望景観を保全するため、 眺望点からの見え方に配慮する。 |
| | 二重橋前交差点の眺望点から伏見櫓方面の眺望を阻害しないよ うにする。 |
| | 国の中枢機能を担う建築物に対して、危機管理の観点から周辺建 |
| 3. 国の中枢を形 創る | 築物の窓等が直接面しないよう、高層部の配置、形態に配慮する。 |
| | 我が国の中枢機能を担う地区にふさわしい、建築物群のまとまり |
| | に配慮した景観形成を図るとともに、重厚で風格ある景観形成に |
| | 資する建築物のデザインに配慮する。 |
| | 首都の風格にふさわしい質の高い建築物・外構のデザインに配慮 |
| | する。 |
| | 首都の顔づくりにふさわしい、風格と落ち着きのある魅力的な夜 |
| 4. 優れたデザイ | 間景観の創出に配慮する。 |
| ンで首都の顔づ | 建築物頂部に位置するアンテナは、皇居周辺地域の水と緑の自然 |
| くりに貢献する | 環境や周辺建築物と調和した形態・意匠に配慮する。 |
| | 建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが 10m以上 |
| | の部分に設置する広告物については、皇居周辺の落ち着きのある |
| | 景観を阻害しないよう、特段の配慮をする。 |
| 5. 場所ごとの街 | 首都の風格形成に資するランドスケープデザインにより、緑の連 |
| 並みの連続性、 | 続的なつながりに配慮する。 |
| 一体性を充実さ | 旧美観地区の最高高さに基づいてスカイラインが形成されてい |
| せる | る桜田通り等では、歴史性のある街並みを保全・継承する。 |

〇九段下地区

内豪の水と緑、連続する石垣 などの歴史的資源と調和する建 築物の高さ、配置、形態及び色 彩の誘導により、地域の特徴を 生かした景観形成を図る。



田安門(九段会館方面への眺望)

| 景観形成方針 | 景観形成基準 |
|-----------------------------------|--|
| 1. 歴史・文化を生か し、首都の風格を際 立たせる | □ 平川橋、田安門等の歴史的建造物を地域のランドマーク として保全するため、濠沿い等の連続的な眺望点からの 見え方に配慮する。 |
| 2. 皇居の緑や水辺と 調和した眺望景観を 保全する | □ 内濠に隣接する区域では、歩行者等の眺めの対象となることを十分に意識し、見通しの確保に配慮する。 □ 濠、緑、石垣等から構成される特色ある眺望景観を保全するため、眺望点からの見え方に配慮する。 |
| 3. 国の中枢を形創る | 口 内濠近傍では、地形、緑、水等との調和に留意し、建築物の配置や規模等について十分な配慮を行う。 |
| 4. 優れたデザインで 首都の顔づくりに貢 献する | □ 首都の風格にふさわしい質の高い建築物・外構のデザインに配慮する。□ 建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物については、皇居周辺の落ち着きのある景観を阻害しないよう、特段の配慮をする。 |
| 5. 場所ごとの街並み の連続性、一体性を 充実させる | □ 内濠に隣接する区域においては、内濠側に連続的に広がる開放的な空間を確保する。□ 緑化に当たっては、皇居周辺の良好な景観を阻害しないようにし、地域の特性に応じた樹種を選定するとともに、北の丸公園を中心に緑の連続的なつながりや調和に配慮する。 |

〇千鳥ヶ淵地区

皇居西側の高台に立地していることを意識した建築物の配置、規模とするなど皇居の緑と調和を図るとともに、千鳥ヶ淵緑道、濠などの水と緑を生かした景観形成を図る。



千鳥ヶ淵 (九段方面への眺望)

| 景観形成方針 | 景観形成基準 |
|----------------------------|----------------------------|
| 1. 歴史・文化を生か | 半蔵門を地域のランドマークとして皇居への玄関口にふ |
| し、首都の風格を際 | さわしい空間作りに配慮する。 |
| 立たせる | |
| | 二重橋前交差点の眺望点から伏見櫓方面の眺望を阻害し |
| 2. 皇居の緑や水辺と | ないようにする。 |
| | 国会前交差点周辺から半蔵門を見上げる濛端の眺望を阻 |
| 調和した眺望景観を 保全する | 害しないようにする。 |
| 体主する | 濛、緑、石垣等から構成される特色ある眺望景観を保全 |
| | するため、眺望点からの見え方に配慮する。 |
| 3. 国の中枢を形創る | 内濠近傍では、地形、緑、水等との調和に留意し、建築 |
| 3. 国の中枢を形配る | 物の配置や規模等について十分な配慮を行う。 |
| | 首都の風格にふさわしい質の高い建築物・外構のデザイ |
| 4. 優れたデザインで | ンに配慮する。 |
| 4. 優れたデリインで 首都の顔づくりに貢 | 建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが |
| 献する | 10m以上の部分に設置する広告物については、皇居周辺 |
| ₩A 9 ᢒ | の落ち着きのある景観を阻害しないよう、特段の配慮を |
| | する。 |
| | 千鳥ヶ淵交差点周辺から靖国神社の鳥居に向かうビスタ |
| | 景を維持・保全するとともに、沿道建築物の統一性に配 |
| 5. 場所ごとの街並み | 慮する。 |
| の連続性、一体性を | 緑化に当たっては、皇居周辺の良好な景観を阻害しない |
| 充実させる | ようにし、地域の特性に応じた樹種を選定するとともに、 |
| | 吹上御苑、北の丸公園の緑の連続的なつながりや調和に |
| | 配慮する。 |

(B区域)

外濠の水と緑や、歴史的建造物と調和 する建築物の高さ、配置、形態、色彩の 誘導により、地域の特徴を生かした景観 形成を図る。



お茶の水橋(聖橋方面への眺望)

| 景観形成方針 | 景観形成基準 |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 1. 歴史・文化を生かし、 | □ 圧迫感を軽減するような配置、形態への配慮とともに、 |
| 首都の風格を際立たせる | 水と緑と調和した空間とする。 |
| | 口 周辺に歴史的建造物等がある場合には、これらと調和 |
| 2. 皇居の緑や水辺と調 和した眺望景観を保全 する | した配置、高さ、形態に配慮する。 |
| | ロ 二重橋前交差点の眺望点から伏見櫓方面の眺望を阻害 |
| | しないようにする。 |
| 3. 国の中枢を形創る | □ 特に風格ある景観を望むことができる眺望点及び特に |
| | 配慮すべき外濠景観を望むことができる眺望点(図表 |
| 4. 優れたデザインで首 | 3-25、図表3-26)からの見え方については、建 |
| 都の顔づくりに貢献す | 築物の高さ、配置、形態、色彩等に関し、特段の配慮 |
| る | をする。 |
| 5. 場所ごとの街並みの 連続性、一体性を充実 させる | 口 首都の風格にふさわしい質の高い建築物・外構のデザ |
| | インに配慮する。 |
| | □ 建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが |
| | 10m以上の部分に設置する広告物については、皇居周 |
| | 辺の落ち着きのある景観を阻害しないよう、特段の配 |
| | 慮をする。 |

※神田川景観基本軸上の計画建築物については、上記地区別の景観形成基準と合わせて、 当基本軸で定められた景観形成基準とも適合させるものとする。

ウ. 景観形成基準における眺望点について

眺望点に関する用語の定義及び位置付けは、次のとおりとする。

事業者は、眺望点から事業地を眺望したシミュレーション図を大規模建築物等の建築等に係る事前協議の際に作成し、眺望点からの見え方について検討し、提出するものとする。

・主要な眺望点

濠を見通す眺望景観など、皇居周辺地域の水や緑との調和や配慮が求められる 景観や、我が国を代表するオフィス街や官庁街を内濠に近接して望む景観など風格ある景観を望むことができる場所(図表3-26)とする。

• 特に風格ある景観を望むことができる眺望点

主要な眺望点のうち、特に良好で、重要な遺構や内濠を含む広大な水辺・緑地景観を保全すべき景観(それらの条件を備えており、今以上の景観の阻害を防ぐべき景観を含む。)として図表3-25 に示した皇居東御苑(天守台南広場)、二重橋前交差点、北桔橋門及び国会前交差点及び東京駅丸の内駅前広場の5つの景観を眺望することができる場所(図表3-26)とする。

・特に配慮すべき外濠景観を望むことができる眺望点 主要な眺望点のうち、外濠の美しい水辺・緑地景観が残存し、特にその景観に 配慮するために設定し、図表3-26 に示した市ヶ谷橋(外濠)及びお茶の水橋 (神田川)の2つの場所とする。

• 主要な眺望点以外の眺望点

上記の主要な眺望点のほか、個々の大規模建築物等の建築等の計画地周辺の景観評価上必要な視点場を「主要な眺望点以外の眺望点」として、計画地の立地状況等に応じて任意に設定するものとする。

図表3-25 保全すべき景観(特に風格ある景観を望むことができる眺望点から撮影)



皇居東御苑 (天守台南広場)



二重橋前交差点



北桔橋門

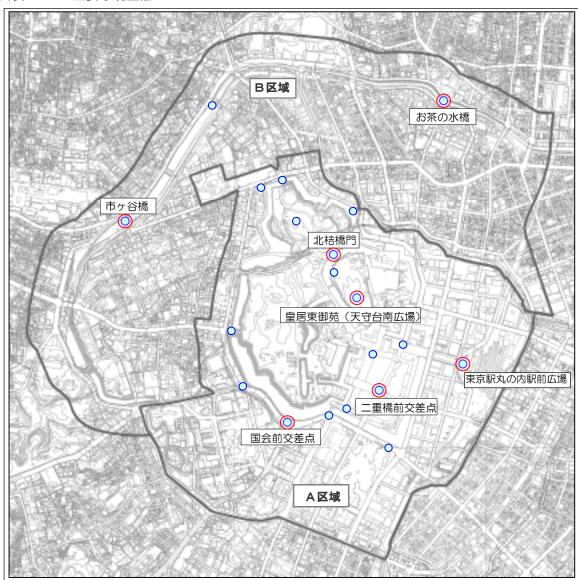


国会前交差点



東京駅丸の内駅前広場

図表3-26 主要な眺望点



- ※本図は、おおむねの区域を示したものである。
- ※○は主要な眺望点
 - は特に風格ある景観を望むことができる眺望点及び特に配慮すべき外濠景観を望むことができる 眺望点(B区域における協議対象選定のための眺望点を兼ねているもの)

| 特に重要な眺望点の種別 | 眺望点 |
|-------------------------|---------------|
| | 皇居東御苑(天守台南広場) |
| | 二重橋前交差点 |
| 特に風格ある景観を望むことができる眺望点 | 北桔橋門 |
| | 国会前交差点 |
| | 東京駅丸の内駅前広場 |
| 特に配慮すべき外濠景観を望むことができる眺望点 | お茶の水橋 |
| 特に的慮9ハ合外家京観を望むことができる眺望点 | 市ヶ谷橋 |

図表3-27 眺望点の位置

| 眺望点の名称 | 眺望点の位置 |
|-----------|--------------------------------------|
| 皇居東御苑(天守台 | 北緯 35 度 41 分 10 秒 東経 139 度 45 分 21 秒 |
| 南広場) | (天守台跡南側広場付近) |
| 二重橋前交差点 | 北緯 35 度 40 分 46 秒 東経 139 度 45 分 26 秒 |
| | (皇居前鍛冶橋線中央分離帯と内掘通り歩道部分が交差する付近) |
| 北桔橋門 | 北緯 35 度 41 分 21 秒 東経 139 度 45 分 13 秒 |
| | (北桔橋門へ向かう通路の入口付近) |
| 国会前交差点 | 北緯 35 度 40 分 38 秒 東経 139 度 45 分 00 秒 |
| | (内堀通りと国道 246 号が交差する国会前交差点付近) |
| 東京駅丸の内駅前広 | 北緯 35 度 40 分 53 秒 東経 139 度 45 分 57 秒 |
| 場 | (東京駅丸の内駅舎付近) |

※座標値は世界測地系平面直角座標系第9系による。

2-2) 色彩基準

皇居周辺景観誘導区域全域を対象として、皇居周辺地域の水と緑と調和する落ち着きのある色彩を誘導するための色彩基準を設定する(別表 2 参照)。ただし、風格ある皇居周辺地域にふさわしい良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

3) 建築物のデザイン評価指針

皇居周辺地域では、近世、近現代の我が国の中心地として歴史的に形成されてきた象徴的な空間であることを踏まえ、皇居周辺地域の風格ある景観と調和した世界に誇れる首都の顔づくりに貢献する良質な建築デザインを積極的に評価し、新たな魅力を創出する必要がある。このため、皇居周辺地域の中でも特に優れた景観特性を有する旧美観地区を含む内濠周辺の区域に計画する大規模建築物等及び皇居周辺地域の中でも特に風格ある景観の保全に影響する大規模建築物等については、建築物のデザイン評価指針により協議を実施するものとする。

(対象建築物)

建築物のデザイン評価指針による協議対象建築物は、次の項目のいずれかに該当する大規模建築物等とする。

- OA区域内に立地を計画するもの
- OB区域内に立地を計画するもののうち、
 - 「特に風格ある景観を望むことができる眺望点」(図表3-26参照)から見て、その景観に影響を及ぼすと判断されるもの

- 「特に配慮すべき外濠景観を望むことができる眺望点」(図表3-26参照)から見て、その景観に影響を及ぼすと判断されるもの
- 事業者等から申出があるもの

なお、「その景観に影響を及ぼすもの」とは、図表3-25 に示した「保全すべき景観」において計画建築物が現れると判断できるもの等とする。

また、「事業者等から申出があるもの」のうち、本計画の実現に資する良質な建築計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、地区別景観形成基準によらないことができる。

建築物のデザイン評価指針は、図表3-28のとおりとする。

図表 3-28 建築物のデザイン評価指針

地域特性を踏まえつつ、建築物の配置、高さ・規模、形態・意匠、色彩、素材、夜間照明について、遠景・中景・近景それぞれの眺望点からの見え方を検討し、「風格」「落ち着き」「端正さ」「快適さ」「にぎやかさ」の観点から、皇居周辺にふさわしい良質なデザインとする。

<参考:指針における用語の定義>

• 評価項目

風格:歴史・文化の蓄積により醸成された重厚で整然とした趣きがある。

落ち着き:形態・色彩などが特異でなく周辺の建築物や自然環境と調和している。

端正さ:全体から細かな部分までデザインが洗練されている。

快適さ:心地のよい都市空間が形成されている。

にぎやかさ:人々の交流により生ずる活気ある都市空間が演出されている。

・見え方

遠景:スカイライン、建築物・建築物群により構成される立体的なまとまりの形状

中景:街区単位の建築物群のファサード、沿道のオープンスペース

近景:建物単位のファサードデザインなどディテールまで認識できるもの